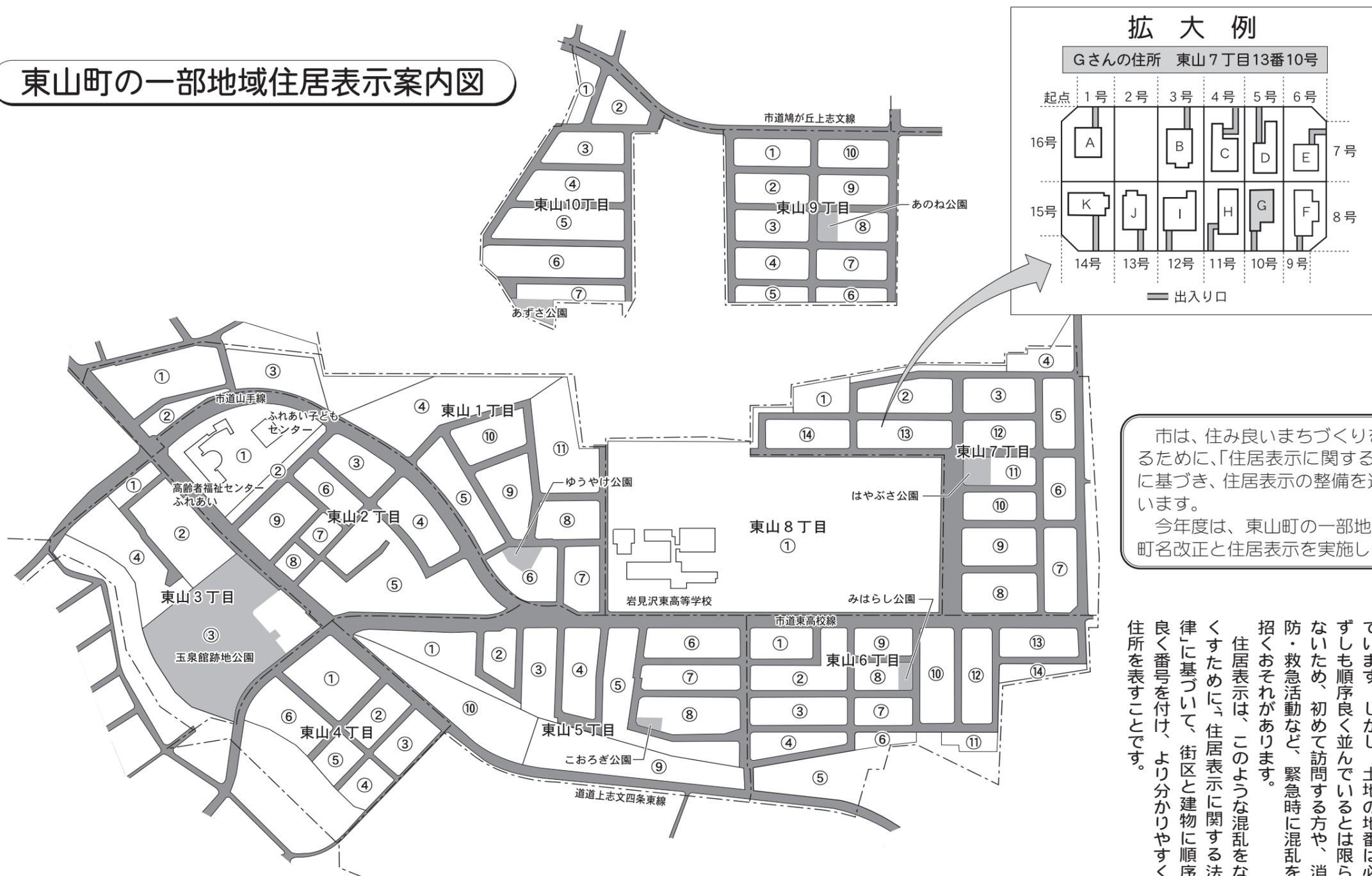


東山町が 東山1丁目から 東山10丁目

東山町の一部地域住居表示案内図



市は、住み良いまちづくりを進めるために、「住居表示に関する法律」に基づき、住居表示の整備を進めています。
今年度は、東山町の一部地域で、町名改正と住居表示を実施します。

住居表示を実施していない地域は、土地の地番を用いて住所を表しています。しかし、土地の地番は必ずしも順序良く並んでいるとは限らないため、初めて訪問する方や、消防・救急活動など、緊急時に混乱を招くおそれがあります。
住居表示は、このような混乱をなくすために、住居表示に関する法律に基づいて、街区と建物に順序良く番号を付け、より分かりやすく住所を表すことです。

住居表示の方法

町の区域内を道路によって、ブロック(街区)に分け、このブロックに順序良く番号を付けます。これを「街区符号」といいます。
街区符号が決まると、その街区の周囲を右回りに、約10から15メートルごとに区切り、その中にある各建物に順序良く番号を付けます。これを「住居番号」といい、各建物から道路への出入口によって決められます。

住居表示を実施した地域には、各建物の玄関先や門柱など、道路から見やすい場所に「町名表示板」および「住居番号表示板」、また、それぞれの街区の角の建物には「街区表示板」を取り付けさせていただきます。

今回の町名改正と住居表示の実施に伴い、運転免許証や金融機関等への届出が必要になる場合があります。不明な点やご質問がありましたら、気軽にお問い合わせください。

市は今後も順次、分かりやすい住居表示の区域を拡大し、住み良いまちづくりを進めていきますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問合先 市都市計画課土地利用計画係

新しい住所の表し方

旧住所	東山町	38番地	29
	(町名)	(土地の地番)	

↓
町名が変更になり、「土地の地番」と全く違う番号になります。

新住所	東山2丁目	1番	6号
	(町名)	(街区符号)	(住居番号)

町名表示板 住居番号表示板	街区表示板
東山2丁目 1-6	東山2丁目1 Higashiyama 2-1
↑ 街区符号 ↑ 住居番号	町名 街区符号